

高松市有料自転車等駐車場条例

平成8年12月20日条例第39号

改正 平成13年3月23日条例第29号

平成16年9月28日条例第36号

平成17年6月27日条例第48号

(設置)

第1条 道路交通の円滑化および自転車または原動機付自転車(以下「自転車等」という。)の利用者の利便を図るため、有料の自転車等駐車場(以下「駐車場」という。)を設置する。

(名称および所在)

第2条 駐車場の名称および所在は、次のとおりとする。

| 名 称 | 所 在 |
|--------------------|----------------|
| 高松市立瓦町地下自転車駐車場 | 高松市常磐町一丁目3番地3 |
| 高松市立高松駅前広場地下自転車駐車場 | 高松市浜ノ町1番17号 |
| 高松市立栗林公園駅前自転車駐車場 | 高松市栗林町三丁目6番10号 |

(駐車することができる自転車等)

第3条 駐車場に駐車することができる自転車等は、次のとおりとする。

(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車で、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第12条第3項に規定する防犯登録を受けているもの

(2) 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車

(駐車の種類)

第4条 駐車の種類は、一時駐車(1回を単位とする駐車をいう。以下同じ。)および定期駐車(利用期間が1か月または3か月の駐車をいう。以下同じ。)とする。

(定期駐車による利用の承認)

第5条 駐車場を定期駐車により利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。承認された事項を変更する場合も、同様とする。

2 市長は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、前項の規定による利用承認を取り消すことができる。

(定期駐車による利用の不承認)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしないことができる。

(1) 前条第1項の規定による利用承認の申請を受けた時において、既に同項の規定により当該駐車場の利用を承認した自転車等の台数が当該駐車場の定期駐車に係る収容台数に達しているとき。

(2) その他駐車場の管理上支障があると認めるとき。

(駐車料)

第7条 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)は、別表に定める駐車料を、一時駐車により利用する場合は駐車場から自転車等を出場させる際に、定期駐車により利用する場合は第5条第1項の規定による承認の際に納入しなければならない。

2 既納の駐車料は、返還しない。ただし、定期駐車による利用の場合で、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。

(一時駐車による利用期間の制限)

第8条 一時駐車による利用者は、同一の自転車等を駐車場に駐車した日から起算して引き続き7日を超えて駐車させてはならない。

(自転車等の移送等)

第9条 高松市自転車等の適正な利用に関する条例(昭和57年高松市条例第27号)第11条および第12条の規定は、前条に規定する期間を超えて駐車している自転車等で、駐車場の管理上支障があると認めるものについて準用する。

(禁止行為)

第10条 利用者は、駐車場において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駐車場の施設・設備等または駐車中の自転車等を損傷し、または滅失すること。
- (2) 他の自転車等の駐車を妨げること。
- (3) 発火、引火もしくは爆発のおそれのある物品または悪臭を発する物品を持ち込むこと。
- (4) 公の秩序または善良な風俗を乱す行為をすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼす行為をすること。

(供用の休止)

第11条 市長は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部または一部の供用を休止することができる。

(損害賠償)

第12条 利用者は、自己の責めに帰すべき事由により駐車場の施設・設備等を損傷し、または滅失したときは、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第13条 駐車場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 市長は、法人その他の団体であって、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。

- (1) 駐車場の平等な利用が確保されること。
- (2) 駐車場の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)の内容が、駐車場の効用を十分に発揮するとともに駐車場の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) その他駐車場の設置の目的を効果的に達成するため市長が必要と認める基準

3 前項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

4 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人または公共団体もしくは公共的団体を指定管理者として指定することが適当であると市長が認める特別な理由がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「法人その他の団体」とあるのは、「第4項に規定する法人または公共団体もしくは公共的団体」とすることができる。

5 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 定期駐車の利用の承認およびその変更の承認ならびに利用承認の取消しに関する業務
- (2) 駐車場の維持管理その他の規則で定める業務

6 第1項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第5条および第6条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

7 指定管理者は、法令、条例および条例に基づく規則ならびに市長の定めるところに従い、駐車場の管理を行なわなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第15条 詐欺その他不正な行為により駐車料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成9年高松市規則第36号により、同年4月15日から施行)

- 2 駐車を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成13年3月23日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年5月13日から施行する。ただし、第4条の改正規定および次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 高松市立高松駅前広場地下自転車駐車を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成16年9月28日条例第36号)

- 1 この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成16年規則第55号により、同年11月1日から施行)

- 2 地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条の規定により改正前の高松市有料自転車等駐車場条例第2条に規定する駐車場の管理を委託することができることとされている期間内に限り、同条例第13条の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成17年6月27日条例第48号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
 2 改正前の第5条の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の第13条第6項の規定により読み替えて適用される改正後の第5条の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表 (第7条関係)

| 名称 | 区分 | | | 駐車料 (円) | |
|----------------------------|---------|------|-----|---------|--------|
| 高松市立瓦町地下 自転車駐車場 | 自転車 | 一時駐車 | | 1回 | 100 |
| | | 定期駐車 | 一般 | 1か月 | 2,000 |
| | | | | 3か月 | 5,500 |
| | | | 学生等 | 1か月 | 1,800 |
| 3か月 | 5,000 | | | | |
| 高松市立高松駅前 広場地下自転車駐 車場 | 自転車 | 一時駐車 | | 1回 | 200 |
| | | 定期駐車 | 一般 | 1か月 | 4,000 |
| | | | | 3か月 | 11,000 |
| | | | 学生等 | 1か月 | 3,600 |
| 3か月 | 10,000 | | | | |
| 高松市立栗林公園 駅前自転車駐車場 | 原動機付自転車 | 一時駐車 | | 1回 | 200 |
| | | 定期駐車 | 一般 | 1か月 | 4,000 |
| | | | | 3か月 | 11,000 |
| | | | 学生等 | 1か月 | 3,600 |
| 3か月 | 10,000 | | | | |

備考

- 1 「学生等」とは学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校もしくは同法第83条に規定する各種学校またはこれらに類するものとして市長が認める施設に在籍している者およびその他市長が認める者をいい、「一般」とは学生等以外の者をいう。
 2 定期駐車の利用期間を超えて引き続いて駐車している場合における当該超えた期間に係る駐車料は、一時駐車とみなして算定する。

高松市有料自転車等駐車場条例施行規則

改正 平成13年3月23日規則第25号 平成8年12月20日規則第47号
平成15年8月1日規則第49号 平成14年9月27日規則第47号
平成17年6月27日規則第58号 平成16年9月28日規則第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、高松市有料自転車等駐車場条例(平成8年高松市条例第39号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間および入場・出場時間)

第2条 条例第2条の表に掲げる有料の自転車等駐車場(以下「駐車場」という。)を利用することができる時間は、午前零時から午後12時までとする。

2 駐車場において自転車または原動機付自転車(以下「自転車等」という。)を入場させ、および出場させることができる時間は、高松市立瓦町地下自転車駐車場および高松市立栗林公園駅前自転車駐車場にあっては午前6時から午後11時までとし、高松市立高松駅前広場地下自転車駐車場にあっては午前零時から午前2時までおよび午前4時から午後12時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これらの時間を変更することができる。

(一時駐車による利用方法)

第3条 駐車場を一時駐車により利用しようとする者は、当該駐車場から自転車等を出場させる際に、駐車料を自動料金精算機に投入しなければならない。

第4条 削除

(定期駐車による利用申請)

第5条 駐車場の定期駐車による利用の承認を受けようとする者は、あらかじめ、定期駐車利用承認申請書を市長に提出しなければならない。ただし、既に承認されている利用期間を更新しようとする場合は、定期駐車券自動発券機を利用することにより、当該申請書の提出に代えることができる。

(定期駐車による利用承認)

第6条 市長は、駐車場の定期駐車による利用を承認したときは、当該申請をした者に対し、定期駐車券および定期駐車登録票(以下「登録票」という。)を交付する。

(定期駐車による利用方法)

第7条 前条の規定による定期駐車による利用承認を受けた者(以下「定期利用者」という。)は、定期駐車をしようとする自転車等の後部の見やすい箇所に登録票をはり付けるとともに、定期駐車券を携帯し、駐車場から自転車等を出場させる際に、高松市立瓦町地下自転車駐車場にあっては当該定期駐車券を自動料金精算機に投入し、高松市立高松駅前広場地下自転車駐車場にあっては定期駐車券自動識別装置に当該定期駐車券を携帯していることを感知させ、高松市立栗林公園駅前自転車駐車場にあっては当該定期駐車券を駐車場の係員に提示しなければならない。

(定期駐車券等の再交付)

第8条 定期駐車券または登録票を損傷し、または紛失したため定期駐車券または登録票の再交付を受けようとする者は、定期駐車券等再交付申請書を市長に提出しなければならない。

(定期駐車の特権の譲渡等の禁止)

第9条 定期利用者(条例第13条第6項の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項の承認を受けたものを含む。次条において同じ。)は、定期駐車の特権を他人に譲渡し、または転貸してはならない。

(利用承認の取消し)

第10条 市長は、利用承認後において、定期利用者が条例もしくはこの規則に違反したとき、または偽りその他不正な手段により利用の承認を受けたことが判明したときは、当該利用承認を取り消すことができる。この場合において、定期利用者が損害を受けても、市長はその責めを

負わない。

(定期駐車券等の返還)

第11条 定期利用者は、前条の規定により利用承認を取り消されたとき、または定期駐車による利用を中止するときは、交付を受けた定期駐車券および登録票を、速やかに市長に返還しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第12条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 駐車場の管理運営に支障を来すような行為をしないこと。
- (2) 他の利用者の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で喫煙し、または火気を使用しないこと。
- (4) 危険物または動物を持ち込まないこと。ただし、身体障害者が同伴する身体障害者補助犬については、この限りでない。
- (5) 物品等の販売または展示、びら等の配布その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) 駐車場における自転車等の運行は、標識および標示に従うこと。
- (7) 自転車等および積載物等の盗難予防措置を確実に行うこと。
- (8) その他駐車場の係員の指示に従うこと。

(駐車料の返還)

第13条 条例第7条第2項ただし書に規定する駐車料を返還することができる場合は次のとおりとし、その額は定期駐車による利用ができない期間に応じて市長が定める額とする。

- (1) 改築、修繕その他の理由により駐車場の全部の供用を休止したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長がやむを得ないと認める正当な理由があるとき。

2 駐車料の返還を受けようとする者は、駐車料返還申請書を市長に提出しなければならない。

(損傷等の届出)

第14条 利用者は、駐車場の施設・設備等を損傷し、または滅失したときは、施設・設備等損傷・滅失届を直ちに市長に提出しなければならない。

(指定管理者が行う業務等)

第15条 条例第13条第5項第2号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 高松市会計規則（昭和39年高松市規則第34号）第44条の規定により行う業務に係るもの
- (2) 第12条第8号の規定により駐車場の係員が行なう業務に関するもの
- (3) その他駐車場の維持管理に関する業務

2 条例第13条第1項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第5条から第8条までおよび第11条の規定は適用せず、第10条の規定の適用については、同条前段中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条後段中「市長」とあるのは「市長および指定管理者」とする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、高松市有料自転車等駐車場条例（平成8年高松市条例第39号）の施行の日から施行する。

(高松市会計規則の一部改正)

2 高松市会計規則の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成13年3月23日規則第25号）

この規則は、平成13年5月13日から施行する。ただし、第2条、第4条および第5条の改正規定は、同月1日から施行する。

附 則（平成14年9月27日規則第47号）
この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年8月1日規則第49号）
この規則は、平成15年8月11日から施行する。

附 則（平成16年9月28日規則第52号）
（施行期日）

- 1 この規則は、高松市有料自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（平成16年高松市条例第36号。以下「改正条例」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（附則第5項において「施行日」という。）から改正条例による改正後の高松市有料自転車等駐車場条例（平成8年高松市条例第39号）第13条第1項に規定する指定管理者による高松市立栗林公園駅前自転車駐車場の管理が開始される日の前日までの間においては、当該駐車場に係る改正後の第16条に規定する書類の様式は、同条の規定にかかわらず、市長が定める。
- 3 改正条例附則第2項の規定によりなお効力を有することとされた改正前の高松市有料自転車等駐車場条例第13条の規定により、高松市立瓦町地下自転車駐車場の管理運営については社団法人高松市シルバー人材センターに、高松市立高松駅前広場地下自転車駐車場の管理運営については財団法人サポート財団（附則第5項においてこれらの法人を「受託者」という。）に委託する。
- 4 前項に規定する委託について必要な事項は、契約で定める。
- 5 施行日前に市と受託者との間に締結された契約であって、この規則の施行の際限に効力を有するものは、前項の契約とみなす。
- 6 附則第4項の契約が効力を有する間は、改正前の第16条の規定は、なお効力を有する。

附 則（平成17年6月27日規則第58号）
この規則は、平成18年4月1日から施行する。